

坂東市合併20周年記念ロゴマーク募集要領

1 趣旨

坂東市は、平成17年3月22日に岩井市と猿島町の合併により誕生し令和7年3月22日で合併20周年を迎える。この20年という節目を祝うため、坂東市合併20周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施する。

この記念事業を広く市内外にPRするとともに、市民と一体となって記念事業を推進するため、合併20周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を募集する。

2 応募資格

(1) 坂東市内に在住し、以下のいずれかの区分に該当する方

ア 市内の小学校又は中学校に在籍する児童生徒

イ 坂東清風高等学校に在籍する生徒

ウ 市外の小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる教育を行う学校に通学する児童生徒

エ 小学生、中学生又は高校生に相当する年齢の方（平成17年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた方）

(2) 坂東市外に在住し、前号ア又はイに該当する方

3 作成条件

以下の全てを満たすこと。なお「坂東市マスコットキャラクター」及び「坂東市あぴーるキャラクター」は、使用不可とする。

(1) 記念事業に使用することを踏まえ、「坂東」「20周年」といった文字を使用する等、坂東市20周年記念であることを印象付けるものであること。

(2) 坂東市のよさや魅力を発信するのにふさわしいデザインであること。

(3) 簡素で、親しみやすいデザインであること。

(4) 図案は、用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション

(ぼかし等)は不可とする。

(5) 単色で表現してもイメージが損なわれないものであること。

(6) 他市町村章その他の商標等と類似しないデザインであること。

4 応募期間

令和5年9月21日(木)～令和5年10月20日(金) ※消印有効

5 応募内容

(1) ロゴマーク

別紙「坂東市合併20周年記念ロゴマーク応募用紙」を用いることとし、手描き可能とする。デザインは、応募用紙の縦横15センチメートルの枠内に描き、枠外に上下を明示し、用紙1枚につき1作品とすること。

電子データの場合は応募用紙(WORD形式)に貼り付けて提出するか、JPEG、PNG又はPDF形式で提出し、ファイルサイズは4メガバイト以内とすること。

(2) デザインの趣旨

デザインの解説及び考え方を記述すること。

(3) その他の記載内容

応募用紙に氏名・年齢・住所・電話番号・学校名・学年を記載すること。

また、電子データで応募する場合は、上記に加えメールアドレスを記載するとともに、使用したOS、アプリケーションの名称及びバージョン等を記載して添付すること。

6 応募方法等

電子メール、郵送及び直接持参で受け付けるものとする。

(1) 電子メール

・件名を「坂東市ロゴマーク応募」とすること。

・提出先メールアドレス：kikaku@city.bando.ibaraki.jp

(2) 郵送・直接持参

・ 郵送の場合は、封筒に「坂東市ロゴマーク応募」と明記すること。

・ 提出先

〒306-0692 坂東市岩井4365番地

坂東市役所企画部企画課 宛て

TEL 0297-21-2181 (直通)

・ 受付時間：平日 8時30分～17時15分

7 応募点数

1人3点まで応募可能とする。

8 選考方法

(1) 応募された作品の中から、坂東市合併20周年記念事業市民会議で採用候補作品(優秀賞)5点を選考し、最終的に、採用作品(最優秀賞)1点を選考する。

(2) 採用とならなかった作品の作成者への通知は行わない。

(3) 選考過程、選考結果及び選考理由についての問合せ等には応じない。

9 入賞発表

広報ばんどうや坂東市ホームページで発表するとともに、入賞者には直接通知する。

10 表彰等

入賞者には次のとおり賞を贈ることとし、表彰は合併20周年記念式典で行う。ただし、同一の応募者が複数の作品で入賞した場合は、副賞はうち1点のみを対象として贈呈する。

最優秀賞(採用作品) 1点 賞状及び副賞の贈呈

優 秀 賞 4点 賞状及び副賞の贈呈

1 1 採用後の活用

最優秀賞作品（採用作品）は、記念事業のポスターやチラシ等に掲載し、広報やPR等のプロモーションに使用する。優秀賞作品についても、同様に使用することがある。

1 2 注意事項

- （1）応募作品は自作かつ未発表のものに限る。
- （2）応募作品に係る著作権等の一切の権利は、坂東市に帰属するものとする。帰属に係る手続等は保護者で行うこととする。
- （3）応募に係る費用の負担は応募者の負担とする。
- （4）応募用紙は返却しない。
- （5）採用作品を使用するに当たり、作品を補作、修正する場合及びモノクロで利用する場合がある。
- （6）応募に際し記載された個人情報 は 記念事業のみに利用し、応募者の同意なく、利用目的の範囲を超えて利用しない。ただし、入賞した場合には、氏名、学校名、学年を市のホームページや広報等に掲載するとともに、報道機関を含めた関係者に提供することがある。
- （7）採用作品が他の著作物の著作権等を侵害するおそれがある場合は、採用を取り消すことがある。

1 3 その他

その他、ロゴマークの募集及び選定に関し必要な事項については、坂東市20周年記念事業検討委員会において定める。